

平成21年第6回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成21年9月11日(金曜日)

議事日程 第3号

平成21年9月11日(金曜日) 午前9時開議

- | | | |
|-------|----------------|--|
| 日程第 1 | 発議第 2号 | 議員派遣の件について |
| 日程第 2 | 諮問第3号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 3 | 請願第5号 | 月夜野地区総合グラウンド内サッカー場を人工芝に改修することに関する請願 |
| 日程第 4 | 陳情第5号
陳情第6号 | 企業誘致に伴う地元小規模事業者の事業参入に関する陳情
国民の「安心・安全」を切捨てる「地方分権」「道州制」をやめ、関東地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情 |
| 日程第 5 | 議案第91号 | 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程第 6 | 議案第92号 | 平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第93号 | 平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第94号 | 平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第95号 | 平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第96号 | 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 7 | 認定第1号 | 平成20年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第10号 | 平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第2号 | 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第3号 | 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第4号 | 平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第5号 | 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |

- | | | |
|-------|-------------------|---|
| | 認定第6号 | 平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第7号 | 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第8号 | 平成20年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第11号 | 平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第12号 | 平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 閉会中の継続審査・調査申出について | |
| 日程第11 | 字句等の整理委任について | |
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 な し

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部正君
新治支所長	関章二君	総合政策課長	石坂武君
税務課長	木村一夫君	町民福祉課長	石川晃君
子育て健康課長	木暮勤君	生活環境課長	山賀晃男君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	林昭君
地域整備課長	増田伸之君	教育課長	青木寿君

開 会

午前9時03分 開会

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。大変にご苦勞様です。

今期定例会は、昨日まで議案調査のため休会でありましたが、休会中とはいえ新治地区、相俣ダム50周年記念行事及び利根川・江戸川上下流交流事業、そして、幼・保・小中学校の秋季大運動会、また教育施設検討特別委員会では、各学校の耐震補強状況調査等、関係各位には、多忙な日々であったと思われます。

また、町長には病氣療養中にあるにもかかわらず、本日、ご出席頂きまして大変にご苦勞様です。

本日で、今期定例議会は最終日となりますが、議員各位ならびに関係者には、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。

本日も議場内、大変に暑くなると思われますので、上着につきましてはご自由をお願いすることを申し上げます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により、議事を進めます。

日程第1 発議第2号 議員派遣の件について

議 長（傳田創司君） 日程第1、発議第2号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては別紙のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第2 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについて

議 長（傳田創司君） 日程第2、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 諮問第3号について、ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として活躍されている高橋清子さんが、平成21年12月31日の任期満了に伴い退任することになり、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼がきております。

つきましては、人格識見に優れた、みなかみ町後閑693番地4の澤田久子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

諮問第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて諮問第3号の質疑を終結いたします。

これより諮問第3号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて諮問第3号の討論を終結いたします。

諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。

日程第3 請願第5号 月夜野地区総合グラウンド内サッカー場を人工芝に改修 することに関する請願

議 長（傳田創司君） 日程第3、請願第5号、月夜野地区総合グラウンド内サッカー場を人工芝に改修することに関する請願を議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 本委員会に付託されました請願第5号、月夜野地区総合グラウンド内サッカー場を人工芝に改修することに関する請願について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

請願内容は、造成されてから、数十年が経過しており、使い勝手が悪くなっているため、人工芝にすることで天候に左右されにくくなり、使用日数が多くなること、屋根付きベンチ等、付帯設備を設置すること、様々なスポーツが出来るよう汎用性の高い施設にし、多くの人々が、その恩恵を享受できるようにすること等であります。

担当課による説明の後、質疑に入りました。

フェンス等の管理を含めたサッカー場の人工芝化に関する予算は、どれくらい掛かるかに対しては、ホッケー場は、大凡1億8千万円、サッカー場については、t o t oの助成金を受ける予定である照明灯や付帯設備を考えると、1億3千万円を超えると思うとのことでありました。

財政面との関係はとの問いには、日本サッカー協会の助成金6千万円くらいが受けられることも可能と思われるが、この場合は日本サッカー協会および県サッカー協会の管理下となり、地元の使い勝手が悪くなる恐れがある、t o t oについては縛りがないので、こちらの方が良いのではないかと説明がありました。

また、ザスパ草津等の練習試合の誘致など観光振興も考慮すべきとの意見や地元競技者との競合する面も予想されるなどの意見交換もされました。

以上、質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致を以て、採択とすべきものと決定いたしました。以上、申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。請願第5号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第5号の質疑を終結いたします。

これより請願第5号について、討論に入ります。

請願第5号に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第5号の討論を終結いたします。

請願第5号、月夜野地区総合グラウンド内サッカー場を人工芝に改修することに関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号、月夜野地区総合グラウンド内サッカー場を人工芝に改修することに関する請願は、採択とすることに決定いたしました。

日程第4 陳情第5号 企業誘致に伴う地元小規模事業者の事業参入に関する陳情
陳情第6号 国民の「安心・安全」を切捨てる「地方分権」「道州制」をやめ、
関東地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情

議 長（傳田創司君） 日程第4、陳情第5号、企業誘致に伴う地元小規模事業者の事業参入に関する陳情について、陳情第6号、国民の「安心・安全」を切捨てる「地方分権」「道州制」をやめ、関東地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情、以上2件を一括議題といたします。一括して、所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 本委員会に付託されました陳情第5号、陳情第6号について、一括して委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず、**陳情第5号、企業誘致に伴う地元小規模事業者の事業参入に関する陳情**について申し上げます。

地域整備課、土地開発公社理事長の出席を求め、工事の進捗状況、造成工事終了後の建築業者の選定、操業開始後の地元事業者の参入についての意見が出され、造成工事終了後においては、企業側の主導の中で、業者との協議による参入もあり得るが、価格等の合意の点で難しい点も前例としてあった等の説明もあり、以上、質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致を以て採択すべきものと決定いたしました。

つづきまして、**陳情第6号、国民の「安心・安全」を切捨てる「地方分権」「道州制」をやめ、関東地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情**について、申し上げます。

委員からは、地方分権を進めるよう要請活動も行っているし、意見書の提出もしているとの意見があり、採決の結果、本陳情は不採択すべきものと決定いたしました。

なお、6月議会に提案されました、たくみの里の駐車場設置を願う陳情につきましては、引き続き継続審査といたしました。以上、申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、陳情第5号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第5号の質疑を終結いたします。

次に陳情第6号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第6号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） これより陳情第5号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第5号の討論を終結いたします。

陳情第5号、企業誘致に伴う地元小規模事業者の事業参入に関する陳情についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、**陳情第5号、企業誘致に伴う地元小規模事業者の事業参入に関する陳情**については、採択とすることに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） これより陳情第6号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 陳情第6号の国民の安心安全を切り捨てる地方分権の道州制をやめ、関東地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情ということでもって、これの委員長報告によりますと、これは不採択すべきであると決定いたしました。私はこれについては反対の意思表示をいたします。

理由は、ご存知のように道州制の問題については、確かに国の段階において論議がされております。しかし、地方自治体の方では、これに反する、つまり委員長報告に反する、そういう論議が進んでおります。

道州制というものについては、地方自治の制度を破壊するものであり、国の一括的な管理については、現状まだ、十分な討議もなく、これをむやみに進めるということについては、拙速な考え方がかなり強く占められております。

ご存知のように、群馬の町村会におきましても、全国の町村会におきましても、この道州制についてははっきりと反対の立場が表明されております。

私も個人的に考えた場合に、これに付随するような形で、関東整備局の事務所・出張所の廃止までも進めていくような考え方については、地方自治の観点からも非常に好ましくないと、住民の意見が率直な形でもって地方自治体に声が届き、尚かつ地方自治法で謳われている福祉を充実させる、福祉を主体とする、そういった地方行政に対してですね、それに水を掛けるような、それにブレーキを掛けるような、そういうことになりかねない事態でもありますので、もっともっと、この点については十分な国民的な討議が必要であろうというふうに私も考えております。そういう点で今、委員長の報告がありましたことに対しては反対せざるを得ませんので、ここに委員長報告に対しての反対討論とさせていただきます。以上です。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて陳情第6号の討論を終結いたします。

陳情第6号、国民の「安心・安全」を切捨てる「地方分権」「道州制」をやめ、関東地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情を起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、不採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、陳情第6号、国民の「安心・安全」を切捨てる「地方分権」「道州制」をやめ、関東地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 議案第91号 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について

議 長（傳田創司君） 日程第5、議案第91号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 本委員会に付託されました議案第91号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

規定の予算に、それぞれ21億292万7千円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ159億929万1千円とするものであります。

提案理由の説明が既に終了しておりましたので、ただちに質疑に入りました。

歳入については、畜産基地建設分担金と畜産基地建設負担金との関係については、また受益者が負担すべき機械購入費を繰上償還金として歳入するものであり、一般寄付金は、JRからであり、エコツーリズム推進協議会に補助金として支出するとのことであり、

小水力発電の国庫支出金については、今後調査していくものであり、特用林産物の生産力アップ事業補助金の減は、対象がないための取り下げ等々でございました。

引き続き、歳出であります、認知症高齢グループホームおよび小規模多機能型居宅介護事業の補助金については、公募により、NPOみんなの太助さん、月夜野病院の桜井さんが予定されています。林道災害復旧については、沢入林道であります。

予防接種委託料については、65歳以上1回2千円を1千円に負担軽減し、中学生以下2回で4千円を限度に補助するものであります。

協働のまちづくり事業補助金については、協議の中で自由に使えるよう支援交付金と名称変更するものであります。

子育て応援手当については、21年度も3歳から5歳まで全員支給になり、1人3万6千円であります。他に水上小学校、新治中学校体育館の工事請負費の関係、新治学童クラブの修繕、防災無線新治地区の音達調査等々でございました。

以上、質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げます、報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、委員長報告に対する質疑であります。

議案第91号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第91号の質疑を終結いたします。

これより議案第91号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第91号の討論を終結いたします。

議案第91号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第6 議案第92号 平成21年度みなかみ町国民健康保険会計補正予算(第2号)について**
議案第93号 平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
議案第94号 平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第95号 平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第96号 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議長(傳田創司君) 日程第6、議案第92号、平成21年度みなかみ町国民健康保険会計補正予算(第2号)についてから、議案第96号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまで、以上5件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

(厚生常任委員長 本多秀律君登壇)

厚生常任委員長(本多秀律君) 本委員会に付託されました議案第92号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてから、議案第96号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまで、以上5件を一括して、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第92号について、申し上げます。

歳入歳出それぞれ7,691万1千円を追加し、予算の総額を28億141万円とする説明がありました。主な内容については、提案理由の説明が済んでおりますので省略をいたしまして、連合審査の質疑においては、担当課より、繰越金については20年度決算において、当初見込みより医療費が伸びなかったため、繰越金が出たもの、また保険税の値上げをしたが、収納率はまだ把握されていないとのこと、次に本年10月より出産一時金が4万円増額になるため、町の負担繰り入れを計上したとの説明を受け、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第93号、老人保健特別会計補正予算(第1号)について、申し上げます。

歳入歳出それぞれ71万3千円を追加し、予算の総額を2,293万8千円とする説明がありました。

主な内容については、すでに提案理由の説明が済んでおりますので省略し、連合審査の質疑に入りました。特に意見はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、議案第94号、介護保険特別会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

歳入歳出それぞれ2,293万8千円を追加し、予算の総額を18億693万8千円とする説明がありました。すでに提案理由の説明が済んでおりますので省略し、連合審査の質疑に入りました。特に意見もなく、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号、簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、申し上げます。規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ862万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,756万円とするものであります。

主な質疑では、簡易水道総務費の猿ヶ京水道修繕費712万7千円はどのような修繕ですかに対し、浄水場の濾過器破損の修理であります、また北部浄水場送水ポンプのオーバーホールを2台するというものであります。

簡易水道の施設については、老朽化が進み小さい修繕が所々発生しています。当初予算では予定できないものを補正として計上しました。

また他会計繰入金の1千万円減額についてはどのようなことですかについては、20年度会計を締めたときに2,100万円の繰越金が出ました、その1千万円を一般会計へ繰り替えするものであります。以上、質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第96号、下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4百4976万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,859万7千円とする説明がありました。

主な質疑では、公共下水道建設事業水上分の工事概要が知りたいについては、水上中央幹線は大穴までの部分が現在止まっている、発信縦坑を掘ったままストップしている、このような中で県との協議で今回再開することであり、その設計と工事費を含んでいます。この工事は補助事業であり、ゲンポー塗装資材置き場で終わっており、大穴地区に向けて進めています。また、一般会計繰入金減額に理由は何かについては、簡易水道と同じである、7,600万円の決算乗余金が出来ました。

今回、3,015万1千円を一般会計へ戻すものであります。

ゲンポー塗装さんから、大穴までの計画の補正予算では、先はトンネルを掘ることになり、費用がかかることが予想される、これについて、工事を続けることで良いのかとの問いに、下水道認可区域に入っており、都市計画税をいただいております。県の指導は開削でマンホールポンプを入れてやる、安価で出来上がる、今回はそのような計画の中で計上しました。大穴地区の全体でつなぎ込みをすれば、投資効果はあるので話し合いを持って、対応をしたいという回答でありました。

話し合いの後、予算を付けたらどうかとの問いには、都市計画税を払っており、協議の末、何年掛けても進めていくことになりました。費用対効果を考えれば、下水道より合併浄化槽や集落排水を設置した方が良いのではないのかとの問いもありました。都市計画税は下水道だけのものではありません。

都市計画区域が下水道区域に入っており、計画変更をしなければならない、下水道の全体計画からと流域下水道に入ることが最良の方向と考えています。以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ、委員長報告といたします。

- 議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第92号から、議案第96号の委員長報告に対して、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第92号の質疑を終結いたします。
次に議案第93号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第93号の質疑を終結いたします。
次に議案第94号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第94号の質疑を終結いたします。
次に議案第95号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第95号の質疑を終結いたします。
次に議案第96号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第96号の質疑を終結いたします。
これより議案第92号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第92号の討論を終結いたします。
議案第92号、平成21年度みなかみ町国民健康保険会計補正予算（第2号）について
を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第92号、平成21年度みなかみ町国民健康保険会計補正予算（第2号）
については原案のとおり可決されました。

これより議案第93号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第93号の討論を終結いたします。
議案第93号、平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号、平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

これより議案第94号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第94号の討論を終結いたします。

議案第94号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

これより議案第95号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第95号の討論を終結いたします。

議案第95号、平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号、平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

これより議案第96号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第96号の討論を終結いたします。

議案第96号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

**日程第7 認定第1号 平成20年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定
について
認定第10号 平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別
会計歳入歳出決算認定について**

議長(傳田創司君) 日程第7、認定第1号、平成20年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第10号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

(総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇)

総務文教常任委員長(鈴木幸久君) 本委員会に付託されました認定第1号、平成20年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、及び認定第10号、平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会における審査の経過と結果について、以上2件を一括にて、ご報告申し上げます。

まず、認定第1号について、申し上げます。

平成20年度における歳入総額は、141億7,158万5,562円、歳出総額は、132億7,117万5,055円であり、差引額は、9億41万507円でありました。

翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、8億144万5,319円で、そのうち5億円を基金繰入れするものであります。

提案理由の説明が既に終了していたしましたので、ただちに質疑に入りました。

歳入の部において、不納欠損、収入未済額の件数はとの問いに、不納欠損131件、倒産した旅館等であり、収入未済額の対象者は1,800名であるとのこと、不用額はなぜ出たのか、また繰上償還の影響ですかに対しては、新規借入利息が安かったこと、一時借入金が少ないことが理由であります。

歳出全般については、質疑はなく、討論に入りました。討論を終わり、採決の結果、本案は、多数を以て認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第10号について、ご報告申し上げます。

質疑、討論はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て認定すべきものと決定いたしました。以上、申し上げ、認定第1号、認定第10号、一括にての委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。質疑は、委員長報告に対する質疑であります。

認定第1号、10号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより認定第1号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 平成20年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論をします。

町の財政状況は、企業会計や下水会計などの特別会計と、土地開発公社の運営悪化などが、近い将来、普通会計の財政負担に直結すると言われておりますし、そういうように考えられます。20年度決算では、土地開発公社へ新たに助成をしております。

「うららの郷」の分譲は、70戸のうち50戸しか売れておらず、借入金の利子負担が多額になっています。その利子補給に1,031万円と運営費に362万円を補助していますが、今後の売却の見込みも薄く、財政破たんの原因にもなると思います。

また、5月の補正で、新治認定子ども園が4千万円の予定が、2回変更を加えて、3倍近い1億1,718万円になったことも、計画性から言っても問題があるのではないかと思います。

後期高齢者医療制度は、20年4月から実施をされましたが、内容を知った高齢者から、「現代版姥捨て山」と怒っておりますし、全国の1,830の自治体のうち、663自治体、約36%が国に中止や見直しの意見書を提出しております。

「高齢者の暮らしと健康保持に重大な悪影響を及ぼす、高齢者への大幅な負担増で生存権を脅かす」本制度に対して、国民は総選挙で廃止を選択をしております。

本決算は、群馬県後期高齢者医療広域連合へ、2.1億円の負担金の支出を計上し、さらに後期高齢者医療特別会計へも9,088万円を繰り入れることとしており、認定することはできないことを表明して反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

1番前田善成君。

(1番 前田善成君登壇)

1番(前田善成君) 平成20年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

多くの町民に不安や不満に思われるような結果を出した町づくり観光協会への観光戦略プラン補助金など多くが含まれていますが、問題解決のために、協会や議会、町行政の連携を強化する副産物を出す結果となりました。

また、まちづくり交付金、子育て支援補助金など、夢のある町づくりに必要な予算が含まれていることや、学校の耐震設計費などが早めに対応したことによって、全学校の耐震改修工事を進められる結果となった本決算は、評価できるものと考え、賛成討論といたします。

す。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第 1 号の討論を終結いたします。
認定第 1 号、平成 20 年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、認定第 1 号、平成 20 年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

議 長（傳田創司君） これより認定第 10 号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第 10 号の討論を終結いたします。
認定第 10 号、平成 20 年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第 10 号、平成 20 年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-
- 日程第 8
- 認定第 2 号 平成 20 年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 3 号 平成 20 年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 4 号 平成 20 年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 5 号 平成 20 年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 6 号 平成 20 年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 7 号 平成 20 年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 8 号 平成 20 年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議長（傳田創司君） 日程第8、認定第2号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、平成20年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでは関連する議題でありますので、以上7件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） 本委員会に付託されました認定第2号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、平成20年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上7件を一括して、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず、認定第2号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額28億9,517万9,783円、歳出総額27億5,063万1,823円、差引額は1億4,454万7,960円となりました。

主な内容については、すでに提案理由の説明が済んでおりましたので、ただちに連合審査の質疑に入りました。

担当課よりは、後期高齢者支援金については、支払基金への保険者分としての負担である、また保険給付費については、各月より約3万～5千万円程度の増減があり、請求は2ヶ月遅れのため保険税の値上げの議論している時点では把握できない等の説明を受け、質疑を終わり、討論では後期高齢者医療制度は好ましくない制度のため、その制度への支援金については反対との討論があり、採決の結果、本案は多数をもって認定すべきものと決定をいたしました。

次に認定第3号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額3億5,281万9,151円、歳出総額3億4,457万6,104円、差引きでは824万3,047円となりました。

主な内容については、すでに提案理由の説明が済んでおりましたので、直ちに質疑に入りました。

制度として、充実していた老人保健制度が廃止になるため反対との討論があり、採決の結果、本案は多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第4号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額2億2,171万3,840円、歳出総額2億1,128万100円、差引きでは1,043万3,740円となりました。

主な内容については、すでに提案理由の説明が済んでおりましたので、直ちに質疑に入りました。

収入未済額の内訳として、保険料未納者が55名であるとの担当課の説明を受け、質疑を終わり、後期高齢者医療制度の廃止を掲げているため反対との討論があり、採決の結果、本案は多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第5号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

申し上げます。

歳入総額17億8,895万7,621円、歳出総額17億5,052万1,236円、差引きでは3,843万6,385円となりました。

主な内容については、すでに提案理由の説明が済んでおりましたので、直ちに質疑に入りました。

第4期に入り、介護保険認定基準が厳しくなったので反対との討論があり、採決の結果、本案は多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に**認定第6号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定**について申し上げます。

歳入総額3億1,910万536円、歳出総額2億9,747万2,913円、差引きでは2,162万7,623円であります。

主な内容については、すでに提案理由の説明が済んでおりましたので、直ちに連合審査の質疑に入りました。

簡易水道総務費の不用額が655万円支出されているがどのような理由ですかについては、不用額が全体で約655万円になっていますが、各項目で出ているように需要額で一番大きいのが約263万円で、これは材料費を節約したことによるものであり、一番大きいのは水道電気代の不用額であります。

また水道料金審議会での委員報酬12,900円は、他の審議会ではやめる方向であるが、これについてどう考えるかに対して、一人当たり半日当で4,300円であります。
(日当8,600円÷0.5=半日当4,300円×3回分=12,900円)

一般の方々は旅費を使ってきているので妥当と考えております。

以上、質疑を終わり、少数意見として、水道料の値上げや借入金の額も大きく水道料は一般会計で運営するべきであります、利用者の負担増になるので反対との討論があり、採決の結果、本案は多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に**認定第7号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定**について申し上げます。

歳入総額15億6,560万7,216円、歳出総額14億8,923万1,827円、差引きでは7,637万5,399円となりました。

主な内容については、すでに提案理由の説明が済んでおりましたので、直ちに連合審査の質疑に入りました。

管理を埋設用地代58,465円はどこへ支払ったかに対して、賃借料でJRに借りている土地があります、また一部私有地を通っている箇所が43軒あります。

また工事請負費で不用額1,300万円の理由は何ですかについては、真庭地区の圧送移設工事で1,489万9,500円の不用額が出ている、全体の入札差金をそのまま載せてあるためであります。公債費の利子に3,200万円の不用額があるがに対しては、利子6%以上の繰上償還をしたために利子の不用額が出たものであります。

以上質疑を終わり、少数意見として、歳入を見ても4億6千万円の繰り入れをしており、特別会計には相応しくないので反対との討論があり、採決の結果、本案は多数を以て認定すべきものと決定いたしました。

最後に**認定第8号、平成20年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定**について申し上げます。

本年度の普及状況は、町全体の年度末人口が381人減少しました。本会計は給水戸数

5, 144戸、給水人口13,873人、前年対比229人の減となっております。

主な内容については、すでに提案理由の説明が済んでおり、直ちに連合審査の質疑に入りましたが、特に質疑はありませんでした。

少数意見として、合併以降、旧水上は料金が毎年値上げになっている、企業経営には欠かせない料金ですが住民が毎日使うものであり値上げを含んでおりますので反対との討論があり、採決の結果、本案は多数を以て認定すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、認定第2号から認定第8号までの委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、認定第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

まず、認定第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

まず、認定第4号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

まず、認定第5号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

まず、認定第6号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

まず、認定第7号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第7号の質疑を終結いたします。

まず、認定第8号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第8号の質疑を終結いたします。

これより認定第2号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

民間企業の勤労者でつくる健康保険組合は1992年に1,800を超えていましたが現在は1,500まで減少しました。

08年8月に西濃運輸グループの健康保険組合が解散を決めました。後期高齢者医療制度への支援負担が重く、1,500組合の約9割が赤字経営になりました。

組合員向けの医療給付費は、1,500組合全体で3.4兆円ですが、後期高齢者・前期高齢者・退職者医療制度への支援金や拠出金が増え続けて、組合の所得移転は組合員向

け医療費と同じくらいになると予想をされております。

負担が増えれば、保険料を上げざるを得ませんが、保険料を上げるよりも解散して、政府管掌健康保険に移る方が、保険料が安い場合が多いと言われております。

解散は今後も増える見込みだそうです。

しかし、受け皿となっている中小企業の従業員や家族が、3,600万人加入する政府管掌健康保険も2007年に赤字に転落しております。

全国健康保険協会（協会けんぽ）として、都道府県単位に再編されたばかりです。

こうして、玉突き状態で組合が解散され、国民健康保険に加入をしてきます。

4,738万人、約4割が加入する国民健康保険も、加入者の5割が職がありません。ほとんど収入のない人たちが加入している制度になってきております。

国保に加入する世帯の収入は、一般世帯の約半分くらいになっています。

保険料も、かなり国民健康保険が20～30万円に対して、健康保険の方は8～14万円と、国保の割高になってきております。

納められない保険料ということですが、厚生労働省は、保険料が払えない世帯を「悪質な滞納者」と切り捨てて、保険証を取り上げようとしております。

国保法第56条には、保険給付を受ける権利は、譲り渡しや担保すること、差し押さえにすることを禁止しております。1961年（S35）以来、「保険証」1枚あれば、どこの病院にもかかれるという「国民皆保険体制」が崩壊しようとしています。

国民の健康を無視することは、社会そのものが不健康になってきて、亡国の道を歩むことになりかねません。

早期治療と病気予防に積極的に取り組み、町民の健康を守ることが国民健康保険の役目です。問題点は社会保障に対する国の支出金削減政策にあります。

本決算では、老人保健への支出は3.6億円なくなりますが、その代わりに国保での3.3億円の負担と、後期高齢者広域連合への一般会計の負担が2.1億円、後期高齢者から2.5億円のなど約8億円が納付をされます。また、65歳～74歳までの国保については、国保のみの世帯については、保険料が年金から天引きされるようなことになっております。したがって、本決算には反対をいたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 認定第2号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険は町が事業主体となり、町内の加入者の方々が安心して医療を受けられる制度であり、国民皆保険の基盤であります。

現在、全国的に見ても医療費は毎年伸び続け、その原因として加入者の高齢化と医療の高度化によるものであります。その一方で退職者や無職者を含め、平均所得が低く、他の保険制度の対象とならない総ての人が加入していることから、財政が悪化している市町村が増加している現状があります。

みなかみ町においても国保を取り巻く財政は厳しさを増し、この決算では財源不足の約1億8千万円を一般会計から法定外の繰入金で補填し、また21年度では加入者の皆さんに国保税の大幅な値上げと、大変ご無理なお願いをいたしました。

今後、町には将来にわたり安定した運営が持続できるよう税収の確保、財源確保のため、

国・県に財政支援を働きかけ、また、健全な国保会計が運営され、安心して医療を受けることができるよう一層の努力をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第2号の討論を終結いたします。

認定第2号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、認定第2号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

議 長（傳田創司君） これより認定第3号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 平成20年度みなかみ町老人健康保険特別会計決算認定について、反対討論を行います。

老人健康保険は、お年寄りだけの問題ではありません。昨年度の内閣府の調査によれば、生活に不安を感じている人が7割を超えました。この中で30代から50代の老後への不安が群れをぬいて増加しています。

高齢者をないがしろにして心細い気持ちにさせる政治は、若い世代に「老い」への不安をかき立てて、若者の暮らしに暗い影を落としています。

1973年に国は高齢者の医療費を無料化しましたが、10年後には財界へのバラマキによる財政赤字を理由に福祉を犠牲にし、自公政権は有料化を進めてきました。

1983年、岩手県沢内村の村立病院長の増田氏が国会の参考人として発言したのは、「お年寄りは、自分が医者にかかるくらいなら、孫や家族にお金をやりたいと我慢する。死亡診断書をもらうために死んでから医者にかかるのが普通だった。」と、こういう状態を発言しました。1960年からの高齢者医療費の無料化を通じて、病の早期発見に成果を上げ、お年寄りも医者とは絶えず接触することによって、健康への自覚を高めて、導入後20年で医療費も減少をしました。院長は加えて「村が明るくなった。」と語っております。

現在、ボランティアによって、旧沢内村の記録映画が制作されています。

日本共産党は、後期高齢者医療制度廃止して、老人健康保険に戻すことを主張しております。高齢者の命をおろそかにする自公政権は退場します。国民は後期高齢者医療制度を廃止することを選択しました。「誰もが長生きして本当に良かった。」と思える社会をつくるのが政治の役目です。また、老人健康保険法は保険証を取上てはいけない規定があり、国民皆保健を支えておりますし、老人健康保険がなくなることを前提にした本決算には反対して討論とします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

15番河合幸雄君。

(15番 河合幸雄君登壇)

15番(河合幸雄君) 認定第3号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

老人保健制度は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行したため、決算額は大幅に減少しました。また、今後は医療機関から月遅れ分として医療給付の請求があることから、この制度は、平成22年度末までは存続されます。

今後とも町においては、老人保健制度が完全に廃止されるまでは、予算の確保及び給付事務等に十分注意を図りながら、業務が遂行できるよう努力をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第3号の討論を終結いたします。

認定第3号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、認定第3号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

議 長(傳田創司君) これより認定第4号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計決算について、反対討論を行います。

今年の4月から、東京都日の出町は75歳以上の医療費を無料にしました。

後期高齢者医療制度の自己負担分を町が全額肩代わりをします。

日の出町は人口1万6千人、75歳以上のお年寄り1,830人です。

同町の青木国太郎町長は、「今日の町があるのも、お年寄りの活躍があったからこそ。」と無料化した理由を述べています。

長野県の原村は、1971年から75歳以上の高齢者の医療費を無料にしています。

村民は「昔は3割負担だったから、腰痛で医者に行きたい時も風呂に入って治そうと、無理をしていた。」とか、「検査しながら、いくら取られるか、病気よりそっちの方が心配だった。」「負担の心配がないので心の底に安心感がある。」等と喜んでおります。

村の担当者も「無料なので、安心して早めに受診できることが、早期発見、早期治療につながり、医療費が低くなりました。」と言っています。

1人当たり老人医療費は全国平均87万円ですが、長野県が一番低い72万円です。

そして、原村はさらに低く65万円です。清水澄(きよし)村長も「全国で高齢者の医療費無料化をぜひ進めて欲しい。」と言っています。

国は景気対策として、14兆円の補正予算を組みましたが、国民の福祉には目が向いて

いません。本当に底辺で苦しんでいる人達を救うのが政治ではないでしょうか。

「こういう事は共産党が言わないと、ほかの党が乗ってこない。」というふうにも言っておりました。

75歳で保険制度に線を引く合理的理由がなく、前国会でも参議院では廃止議案が可決されておりました。

総選挙でも後期高齢者医療制度を廃止を公約に掲げた政党が多数になりました。

すでに全国で36%以上の自治体が見直し・中止の意見書を国に提出をしております。

後期高齢者医療制度は廃止すべきであることを申し上げて、反対討論とします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 認定第4号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療は、平成20年度から老人保健制度に替わり、原則75才以上の方を対象に新たにスタートした医療保険制度です。

当初は、この制度について名称や保険料を徴収することで厳しい批判が多く出ましたが、みなかみ町においても、窓口・電話での苦情や問い合わせが多数あり、対応に苦慮したと聞いております。

しかし、この制度を理解していただく努力を行ってきていることにより、加入者のみなさんに徐々に浸透してきており、現在では定着しつつあると理解しております。

これから益々増加が予想される高齢者の医療費を広域連合が運営主体になり、給付していることで、市町村にとってはスケールメリットがあります。

今後とも本町においては、広域連合と連携を図り、将来にわたり、この医療制度が加入者の理解をいただき持続できるよう一層の努力をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第4号の討論を終結いたします。

認定第4号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、認定第4号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

議 長（傳田創司君） これより認定第5号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計決算について、反対討論を行い

ます。

介護保険制度は2000年4月に発足以来、10年目になります。介護サービスの総量は増加しましたが、構造改革のもと負担増加や介護取上げが進み、家族介護の負担は重く年間14万人が家族の介護のために仕事を辞めています。

現在の介護制度は、利用が増えたり、労働条件を改善すれば、直ちに低所得者も含めて保険料・利用料が値上げされるという根本的な矛盾を抱えております。

介護制度が始まった時に、それまで介護費用の50%だった国庫負担割合が25%にされ、現在は22.8%まで引き下げられております。2006年から始まりました地域包括支援センターについては、介護保険法でなくて、老人福祉法に位置付けられるべきではないかと思えます。国と自治体の一般財源で運営して、医療・介護・福祉などの連携を強め、高齢者の生活と権利を総合的に支えるセンターとする必要があります。

介護保険は繰り返し改定をされ、介護・認定内容も大幅に変わり、認定されない老人もあり、低所得者は受けたサービスを削って介護サービスを受けている状態です。

本決算はこうした国の介護制度に沿ったものであり、一般会計からの繰入なども町独自の運用を求めて反対討論とします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 認定第5号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

介護保険制度については、ご承知のとおり高齢者人口が急増するなかで介護される人・介護する人の数も増加しておりまして、これからの介護を人的および経済的に軽減するための必要不可欠な社会保障制度であります。

これらを踏まえて、歳入歳出決算の内容を見てみますと、介護サービス給付はもとより、保険料賦課、介護認定事業など、利用者や認定者が増加する中で、適切な運営がなされ、一般会計からの繰入金金を、最小限にとどめることが出来たことについては評価が出来ると思います。制度見直しによる介護認定訪問調査項目の変更については、21年10月に再度の改正が行われ、介護度の平準化・平等化が図られるものと考えられます。

また、地域包括センターを中心とした介護予防事業の実施、高齢者相談等の支援事業など、介護が必要な方々はもとより、お年寄りが介護を必要とせず、元気で生き生きとした安心・安全な生活が営めるよう、さらなる発展、拡充をお願いいたしまして、賛成討論いたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第5号の討論を終結いたします。

認定第5号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、認定第5号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-
- 議 長(傳田創司君) これより認定第6号について、討論に入ります。
 本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
 7番原澤良輝君。
 (7番 原澤良輝君登壇)
- 7 番(原澤良輝君) 平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計決算について、反対討論を行います。
 水道は生活必需品であり、水道会計の安定化は町民生活の安定に直接影響します。
 ほぼ、町内全戸に水道が普及していることで水道料金は、基本的には税金と2重取りになるということで無料にすべきというふうに考えております。
 利率が5%以上の高い借金を繰上返還した努力は評価をいたしたいと思っております。
 しかし、水道収入は1億4,470万円、借金10億9,710万円は多過ぎます。
 借金の支払い利息3,331万円、さらに一般会計から5,826万円を繰入れして運営をしており、正常な企業会計運営になるというふうには考えられません、そういうことで、賛成はできません。
- 議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。
 16番鈴木 勲君。
 (16番 鈴木 勲君登壇)
- 16番(鈴木 勲君) 認定第6号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。
 歳入では、水道使用料の現年度分収納率が99%であり、徴収に対する成果が見られます。町債においても繰り上げ償還に伴う借換債が主で、財政健全化への取り組みが進んでおります。
 歳出では、施設費で猿ヶ京簡易水道統合に伴う設計及び工事費と赤谷簡易水道濁度解消工事で、将来を見据えた工事及び緊急工事等が実施されており、実質収支も2,162万7,623円となっていることから、認定すべきものとして賛成討論といたします。
 議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。
 (「なし」の声あり)
- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第6号の討論を終結いたします。
 認定第6号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。
 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
 (賛成者起立)
- 議 長(傳田創司君) 起立多数であります。
 よって、認定第6号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。
-
- 議 長(傳田創司君) この際、休憩いたします。10時45分より再開いたします。
 (10時30分 休憩)
-

(10時45分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長(傳田創司君) これより認定第7号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計決算について、反対討論をします。

利率が5%以上の借金を繰上返還する努力は評価をいたします。

しかし、地方債の残高は、20年度末で56億2,935万円と多額になっており、使用料収入2億1,382万円に対して、地方債の利子支払が1億6,960万円でありま
す。借金の元金は9,672万円しか減っておりません。いつまで経っても利息を払い続
けるようなこととなります。一般会計から4億6,500万円繰入れをしますが、これ
ではそもそも独立会計にすること自体に無理があるというふうに考えます。約5億円投入し
ても、年間約1億円しか元金が減っていきません。あと58年間かかってしまいます。利
息返済額も巨額になり、本決算には賛成できません。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて認定第7号の討論を終結いたします。

認定第7号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを
起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、認定第7号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついては、原案のとおり認定されました。

議長(傳田創司君) これより認定第8号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 平成20年度みなかみ町下水道事業会計決算について、反対討論をします。

利率が5%以上の高い借金を繰上返還する努力は評価をいたします。

水道の使用料等の収入は、3億1,515万円になります。支出2億8,257万円の
うち減価償却費8,784万円です。帳簿上は支出に計上してありますが、本来は積み立
てておき施設更新に備える資金です。

しかし、実際は過去の減価償却費も積み立てをされず、資本的収支の補てんに流用され

ております。減価償却費の累計は、17億8,336万円になりますが、実際には20年度末で数百万円しか残っておりません。水道を企業会計として独立して運営することに無理があるといえます。地方債の20年度末の残高は、9億5,780万円です。償還金利子も3,511万円になります。

さらに19年度には、9,300万円を債権放棄しておりますが、20年度は一般会計から2,971万円を繰入れ、一時借入金も1億2千万円借入れております。

未収金1億2,099万円に上り、4月に徴収されたとしても約9千万円が未収金として残ります。きめの細かい未収金対策と抜本的な水源・給水対策が必要というふうに考えます。水道会計を企業会計として運営すること自体が無理であるというふうに考えております。このことを申し上げて、反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

15番河合幸雄君。

（15番 河合幸雄君登壇）

15番（河合幸雄君） 認定第8号、平成20年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

収益的収支で、消費税計算後6,105万8,096円の純利益となり、当年度末未処理欠損金の減額と一時借入金4千万円減額されたことは、営業努力と受け止められ、支出においては、大穴、鹿野沢駅前、上河原、横引、小仁田地区の配水管布設替工事、上組着水井改造、上組低区配水池 水位計工事等があり、水の安定供給を図る工事が実施されており、認定するべきものであるとし、賛成討論といたします。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第8号の討論を終結いたします。

認定第8号、平成20年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、認定第8号、平成20年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第9 認定第9号 平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（傳田創司君） 日程第9、認定第9号、平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センタ

一特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第12号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については関連する議題でありますので、以上3件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 本委員会に付託されました認定第9号、認定第11号、認定第12号について、以上3件を一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず始めに**認定第9号、平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定**について、申し上げます。

歳入総額810万1,373円、歳出総額763万2,909円、歳入歳出差引額は、46万8,464円であります。歳入の主なものは、テナント使用料347万1,600円、基金繰入金109万7千円、テナント光熱水費243万4,260円であります。

歳出の主なものは、光熱水費、修繕費、通信費等の459万6,488円、業務委託費273万7,294円あります。

連合審査会における質疑では、歳入について、基金の取り崩しで運営しているが、今後はどうするのか、また観光センターにテントとして入っている商店から、テナント使用料減額、当センターの運営をみなかみ町で直接運営されるよう要望書が出されているが、今後どうするのか等の質問があり、担当課より、平成18年度までは400万円の運営負担金として、広域圏組合よりいただいていた、その後においては、何かあった時点において、その都度、話し合うことになっている、商店から要望のあったテナント料の値下げ等については、今後、運営委員会、広域圏組合と話し合っていきたいとの説明があり、以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、認定すべきものと決定いたしました。

次に、**認定第11号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定**について、申し上げます。

歳入総額1,510万5,887円、歳出総額456万7,124円、歳入歳出差引額は107万1,297円あります。歳入の主なものは、事業収入744万5,650円、基金繰入金173万6,449円、一般会計繰入金488万円あります。歳出の主なものは、賃金365万8,500円、需用費519万2,810円、使用料及び賃借料207万4,715円、原材料費108万314円等あります。

連合審査会においては、特に質疑はなく、委員会による採決の結果、本案は全会一致を以て認定すべきものと決定いたしました。

次に、**認定第12号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定**について、申し上げます。

歳入総額7,393万4,961円、歳出総額5,215万5,309円、歳入歳出差引額2,177万9,652円あります。歳入の主なものは、事業収入3,009万7,890円、基金繰入金402万4,155円、繰越金3,760万9,423円あります。歳出の主なものは、事業費5,195万1,816円、温泉管理費4,329万2,195円あります。

連合審査会における質疑では、収入未収金があるがとの質問に対し、利用されている

方の中で9件について、5月末までに納入がされなかったためとの答弁があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て認定すべきものと決定いたしました。

以上、認定第9号、認定第11号、認定第12号の委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、委員長報告に対する質疑であります。

まず、認定第9号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第9号の質疑を終結いたします。

次に認定第11号について、質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） 委員会における審査の中での意見等があったのかどうかという点をお聞きしたいのですが、それは決算の審査委員の方の、監査のですね、審査結果が出ているのですけれども、その中ではかなり厳しい内容でもって発言というか、記載されています。

収入事業が750万円足らずで、尚かつ、その中で500万円近い一般会計からの繰り入れということでもって、今後の事業経営の見通し等について、あるいは方向性について、質疑等、討論がされたのかどうか、あるいは委員長の見解でも良いですがお聞きしたいと思います。以上です。

議 長（傳田創司君） 産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） ご報告申し上げたとおり、議員からは特に質疑はなくということでございます。よろしく願いいたします。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第11号の質疑を終結いたします。

次に認定第12号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第12号の質疑を終結いたします。

これより認定第9号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第9号の討論を終結いたします。

認定第9号、平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号、平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

- 議 長（傳田創司君） これより認定第11号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第11号の討論を終結いたします。
認定第11号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第11号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。
-
- 議 長（傳田創司君） これより認定第12号について、討論に入ります。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第12号の討論を終結いたします。
認定第12号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第12号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第10 閉会中の継続審査・調査の申し出について

- 議 長（傳田創司君） 日程第10、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。
各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。
- 議 長（傳田創司君） お諮りいたします。
各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第11 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第11、字句等の整理委任についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、そのとおり議長に委任することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、総て終了いたしました。

町長閉会あいさつ

議 長（傳田創司君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
私の任期も、余すところ1ヶ月余りとなりました。
私にとって9月議会は、最後の定例議会でしたが、体調不良で出席が俚ならず、大変に申し訳ありませんでした。
議員各位には大変ご迷惑をお掛けしましたことを心からお詫び申し上げます。
提出いたしました諸議案は、いずれも慎重審議の上、議了され、承認・可決のご議決を頂きました。誠に有難く、心から感謝とお礼を申し上げます。
愈々、みなかみ町長選挙も間近となり、私の38年余に及ぶ地方の政治活動に幕を降ろす時が来ました。
私は今日まで大勢の皆さんに支えられて、新治村議会議員選挙5回、首長選挙6回、合計11回の選挙戦に勝利をすることができました。新治時代からの長きにわたりまして、ご支持・ご支援を賜りました皆さんに、万感の思いを込めて感謝と御礼を申し上げます。
この間、私は「自治愛郷」の精神で、「仁・知・勇」を心の糧にして、ひたすら故郷の発展に微力を捧げてきました。その評価は賛否両論ありますが、私は潔く評価を歴史に託したいと思います。

今後は一町民として、地方政治に関心を持ち、「地域主権による地方分権改革」と「税の賦課徴収権を持つ道州制」について勉強し、構造改革のうねりの中で「廃県置州」の実現に力を注ぎたいと考えております。

さて、開会の挨拶で申し上げましたように、私はこの4年間、新生「みなかみ町」の財

政再建と再生の町づくりに全力を尽くし、お陰様で未来に光明を見出すまでになりました。

「行財政改革」は、財政規模100億円と職員総数240人を目標とした「行財政改革行動指針」を策定し、町民の皆さんをはじめ、議会、職員、そして国・県の関係機関のご支援とご協力を頂きながら推進をすることが出来ました。

今年予算は、国の経済対策で一時的に膨らんでいますが、人件費を含む消費的経費は確実に縮減の方向に向かっています。また、起債残高(借金)は269億円から19億円縮減して250億円となり、一方、基金(貯金)は15億円から42億になりました。

更に職員数は100人減となり、このままで推移できれば、平成27年までには目標数240人に達成できる見込みであります。

別けても、町職員は町の厳しい財政事情を良く理解され、「給与の削減」や「早期勧奨退職」にもご協力を頂き、財政再建に大きく貢献して下さいました。

財政再建の方向性が見える今、町長としてこの事を思うたびに胸が熱くなります。

大変に有難う御座いました。

今後は新町長の下で、改革の手段として導入した「行政評価制度」や「人事評価制度」を有効に活用して、着実に改革が進むことを願っております。

また「夢のあるまちづくり」では、「町づくり基本条例」と「第1次総合計画」を策定し、「みなかみ・水・『環境力』宣言」を行い、さらにはヤマキ(株)の誘致に成功することが出来ました。そして、これに関連して都市計画事業も始まり、輝かしい未来に向けて飛躍する礎を築くことができました。

このような状況下で、今後の課題はなんと申しましても少子化対策であります。

在任中は出産祝金制度、小中学校入学時の助成制度、15才までの医療費無料化等を行うと共に、この議会ではインフルエンザ予防接種の負担軽減策を決めて頂きました。

財政状況を考えながら、今できる事を行ってきましたが、残念ながら抜本的な解決に至っておりません。

しかし、将来を担う子供を増やし、有能な人材を育成することは、町の存続にとって喫緊の課題であります。

今後は新進気鋭の町長の下で、国・県とのパイプを更に太くして、町の子育てに関する諸施策の推進を図り、「子供を産み、育てるなら、みなかみ町」と言われるような町づくりをぜひとも推進されることを熱望します。

尚、開会の挨拶で申し上げましたように、この任期内に補正予算の審議を行う臨時議会の開催を予定しております。その節は一つよろしく願い申し上げます。

町長選挙は10月20日告示で、10月25日の投票が決定されております。

これに伴い、大川収入役は選挙戦に出馬されるために、本日付の退職願いが提出されております。大川氏とは町村合併の成功と、新町「みなかみ町」の財政再建に、共に汗を掻いた仲間でありまして、時々のことが大変になつかしく思い出されます。

今日までのご苦勞に心から感謝を申し上げる次第であります。

尚、今回の選挙戦に当り、議会から数名の議員さんが出馬されると伺っております。

加えて、町民からの出馬もありますが、いずれにしても明解なるマニフェストを作成して、これに基づいて公開討論会等で内容の周知と議論を深められて、真に町民の幸せとみなかみ町の発展を目指した選挙戦になる事を期待いたしております。

ご出馬されます皆さん方のご健闘をお祈り申し上げます。

結びに、今年は台風の襲来や集中豪雨の被害も少なく、ほっとしております。

このまま平穏の日々が続き、豊穰の秋が迎えられることを願っております。

議員各位には健康にご留意されまして、益々のご活躍をお祈り申し上げますと共に、長年のご指導とご鞭撻に対しまして、心から感謝を申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。長い間、大変に有り難うございました。

－ 拍 手 －

議長閉会あいさつ

議長（傳田創司君） 只今、町長からこの度、任期満了をもって退任のご挨拶を頂きましたが、私からも一言ご挨拶申し上げます。

まず、10日間に渡った今期定例会におきましては、町長の健康上の理由により不在の多き議会でありましたけれども、議員各位や当局執行部の方々にも色々ご配慮を頂きまして大変にありがとうございました。

今議会は、決算認定をはじめ、大型の補正予算や指定管理者からの経営状況報告、除雪ドーザー購入契約の締結及び、月夜野緑地施設内運動広場人工芝整備工事の請負契約の締結など多くの議案が審議され、委員会付託議案については、連合審査を取り入れるなど終始、熱心に審議を賜り、当局からの詳細な説明を受け一段と理解を深められたと感じているところでございます。

町も合併してから早3年10ヶ月が過ぎ、10月25日には、次期首長の選挙となります。町長からの挨拶にもありましたが、あの言葉の志に報いる町政の確立に向けた選挙が実施されますよう節に願うものであります。

町長には、この38年間に及ぶ長きにわたり行政の仕事から最後の幕引きとなる言葉を聞き、胸の熱くなる思いでありました。どうか今後は、お疲れの体を十分に癒され、悠々自適、今まで叶えられなかった家庭サービスにでも徹して頂きたいと願うものであります。

また反面、我々に対し引き続き、ご指導も併せてお願い申し上げます。本当に長い間、ご苦勞様であり、有り難うございました。

私達といたしましても、今後のまちづくりに対しての考えをもう一度しっかりと受け止めながら残された任期において対応していかなければならないと考えます。

現在、取り組んでいる、それぞれの計画が、過日の衆議院議員選挙において政権交代がされることになり、八ッ場ダム建設を中止することが民主党公約であり、地元からは中止撤回を求める動きも起きております。このように政権交代により、地域の活性化が切られることのないよう、それぞれの計画が進められる努力が求められるべきと考えます。

今期、定例会においては、除雪ドーザーの購入も採択されました。冬季間の住民生活の安心・安全が確保されることとなります。

また、月夜野ホッケー場の人工芝整備工事も採択され、今後はホッケーを始め使用可能なスポーツが出来るようになり、公認グラウンドとして大きな大会誘致ができれば、観光地としての活性化が図られることにも繋がります。大変に期待しているところであります。

明日からは、議会閉会中となりますが、関係各位におかれましては、今後も引き続き、町内には、各種行事やイベントが予定されております。当面、町民体育祭、地域防犯パレ

ード、消防団秋季点検などの全て成功のために、一致団結をして皆で頑張りたいと思います。

また先にも触れましたが、町長選挙においても、それぞれ意欲を示しておられる方々にも有権者への十分な訴えを行い、悔いのない行動と支持を受けられ、頑張られますようご祈念を申し上げます。

議会においては、閉会中の審査・調査など、多忙な毎日が続きますが、お体には充分注意をされ、目的達成に向け益々の活躍をお願いいたします。

最後になりますが、当地においては、残暑など期間は短く、今年は天候不順でありましたが、台風など大きな被害もなく、葡萄やリンゴなど秋の果物も色づき、間もなく本格的な秋の収穫シーズンとなります。

当町においては、観光を主産業とする町として、入込み客に対する準備など十分に備えて頂き、より一層の活性化と発展に力を注いで頂きますようご祈念申し上げ閉会の挨拶とさせていただきます。

長期にわたり大変ご協力を下さいまして誠に有り難うございました。

閉 会

議 長（傳田創司君） これにて平成21年第6回（9月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 11時18分 閉会 ）